資料２

平成30年度第1回（通算4回目）

授乳室図記号に関する分科会　議事録案

日　　時　　：平成30年9月28日（金）　14：00～16：00
場　　所　　：経済産業省　別館2階　238共用会議室
出 席 者　　：布田　健（国土技術政策総合研究所）、中村　祐二（ISO/TC145国内対策委員会委員長）、児山　啓一（ISO/TC145/SC1　国内対策委員会　主査）、高橋　紀夫（国土交通省）、定村　俊満（日本サインデザイン協会）、辻村　由佳（国際観光サービスセンター）、平野　祐子（主婦連合会）、竹島　恵子（交通エコモ財団）、松田　妙子（子育てひろば全国連絡協議会）、村上　誠（ファザーリング・ジャパン）、内田　将夫（コンビウィズ）、老田　智美（NATS環境デザインネットワーク）、長谷川　万由美（母と子の育児支援ネットワーク）、奥　起久子（日本ラクテーション・コンサルタント協会：オブザーバ）、稲葉　信子（ラ・レーチェ・リーグ日本：オブザーバ）、佐藤　匡明（国土交通省：オブザーバ）、久田　邦夫（GK　グラフィックス）、藤代　尚武（経済産業省）、永田　邦博（経済産業省）、昇　奈津美（経済産業省）、村井　陸（日本規格協会）、黒田　優香（日本規格協会）、山崎　朋子（日本規格協会）　合計23名

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 分科会主査の互選
4. 議事録の確認（資料2）
5. 検討内容のまとめ及び今後の方針案（資料3）
6. 表示事項と定義案の説明（資料4）
7. 今後のスケジュール（資料5）
8. 閉会

【資　料】

資料　０	第１回授乳室図記号に関する分科会　議事次第
資料　１	第１回授乳室図記号に関する分科会　委員名簿
資料　２	平成２９年度第３回授乳室図記号勉強会の議事録
資料　３	検討内容のまとめ及び今後の方針案
資料　４	表示事項と定義案、JIS への落とし込み案
資料　５	今後のスケジュール案
参考資料１	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

資料２

■議題１、議題２：開会、委員の紹介
定刻、事務局より開会の挨拶と出席者の紹介を行った後、議事に入った。

■議題３：分科会主査の互選
事務局より、布田健委員（国土技術政策総合研究所）を主査に推薦し、承認された。

■議題4:議事録の確認
事務局より第3回勉強会の議事録(資料2)を紹介し、最終版とすることが承認された。

■議題５：検討内容のまとめ及び今後の方針案
資料３について事務局より説明を行った。図記号は誰が見てもわかりやすく使用できるということが重要なポイントであることと、「女性が安心して」という点においては図材で表現する必要があるが、男性の育児参加を考えると男性を表す必要もあるのではないかという前提条件のもと事務局案を提案した。

【意見】「女性」「男性」を図材に含めてしまうと図記号として使いにくくなってしまうのではないか。図記号は汎用性がなければ活用されないと思う。

【質問】共用スペースに男性が入れてしまうと女性は安心して授乳ができない。そのために新たに図記号を作ろうとしていたのではないか。今までの勉強会の経緯を知らない一般の人々が②の図記号を見ると、この共用スペースは男女が共用できるとイメージされるのでは？
【回答】②は男性も入れることを表している。ベビーケアルーム図記号だけでは、男性が入ることができる（調乳できる）かがわからないので、男性が入室できることを明示するために②を提案した。「フロアマップ等で男性も入れるということが事前にわかれば男性も入りやすくなる」という意見をふまえ最大公約数的にまとめたものが②である。

【意見】女性が授乳室でなければ授乳してはいけないという決まりはないが、女性専用でないと安心できないという母親の声も多い。「ベビーケアルーム図記号に哺乳瓶のマークが図材として入っており母乳による授乳をしてもよいものなのかがわからない」という意見から議論が始まった経緯も踏まえると、①②の案で問題ないと考えている。

【意見】図記号の使い方の問題なのではないか。個室のないミニマムな授乳室の場合②を使う等。

資料２

【質問】参考資料２ページ目の「案内表示」に表示されることになるのか。
【回答】全体入口にベビーケアルーム図記号と①②を表示し、各々の個室の前には①を表示することを想定している。参考資料２ページ目の図を例に挙げると、中央付近に自動ドアがあり奥のスペースには女性しか入れない仕様になっていることから、自動ドア近くに①が表示され案内表示に②が表示される。

【質問】ベビーケアルームと②は意味合いが重なってくるのでは？表示する図記号が増えすぎると、お客様にとっては何を示しているのかがわからなくなってしまうような気もする。ベビーケアルームの下に女性が安心して授乳可能ということが確認できる図記号として①を表示するとよりシンプルかもしれない。
【回答】当初はその方向で検討も行ったが、最大公約数の意見をとりまとめた結果、①②の案に至った。

【質問】「女性が安心して授乳できる」ということが当初の問題提起だったはずである。女性専用であるということを明確に何かしらの表記があったほうが良いのではないか？
【回答】解説で改正の背景や表示手法を記載するということも検討したい。

【意見】授乳室という言葉の定義について、母乳や人工乳の区別はないと考えている。図材が女性だけの図記号になってしまうと男性は入りづらくなるので、男性も入れるという意味を示すために男性の図材も必要だと考えている。男性の育児参加も大切だということは議論の中で出てきたことや、ベビーケアルームだけでは女性も安心できないという点を踏まえ②に賛成である。

【意見】母乳による授乳がしづらいことから外出ができないという母親の声があることからも「女性が安心して授乳できる」という点についてはわけて考えたい。母乳育児を保護することはグローバルスタンダードなので分科会でも前提として共有してほしい。母乳を与えることは女性の権利であるということは国際的に認められており、世界各国で法律で保障されるようになってきているが日本は遅れを取っている。女性の権利を保障した上で、男女ともに子育てしやすい社会をという順番で考えていく必要があるということを共通理解してほしい。今後東京オリンピックパラリンピックに向け訪日外国人の人数は増えていく。母乳育児が権利として保障されている国の女性（母親）からすると、違和感をおぼえる可能性もある。が見てもわかりやすく母乳をあげられる場所を明確にしてほしい。①だけでは男性が入りづらく女性も入りづらいので、①②で問題ないと考えている。

【質問】ベビーケアルーム図記号だけでは男性は入りにくいものなのか？
【回答】育児する男性は入ると思うが、男性に入ってきてほしくないと感じている女性から白い目で見られてしまうこともある。

資料２

【意見】ベビーケアルーム図記号と①があれば②を増やす必要はないのではないか。ファミリールームと勘違いしてしまう気がする。

【意見】①②は複雑なことをうまくまとめていると思う。①②２種類の図記号があれば多様な組み合わせで使うことができる。使用者がチョイスして使えばよい。

【意見】女性の中には搾乳する女性もいるので、海外のように小さな個室が増えてくれると良いと考えている。個室授乳室を表す図記号ができれば、そういった個室がふえるのではないかと期待している。女性は男性がいるかもしれない状況では安心して胸を出せないということが一番の問題であり､何かしらの囲いを作ることが大事｡囲いがあれば女性も安心でき、男性も安心して入ることができる。女性専用のスペースであれば、個室を表す図記号は必要ないという意見もあるが、パブリックのスペースから区切られたという意味であればそれも個室という考え方で捉えても問題ないのではないか。図記号に個室を表す図材を入れることも検討してもらいたい。

【意見】個室の設置については、施設の設置方針なので設計基準の議論として考えたほうが良いかと思う。選択肢を増やしたいという意味で①②を提案する。

【意見】①を表示することによって、個室の意味が補えるのではないか。①②は図記号として汎用性があると思われる。

【質問】図記号が出来上がったとしても、どうやって誰が活用するのかが不明瞭なところが不安に感じるという意見もあるはず。図記号とセットで補助表示は考えているのか。①②の図記号の意味がわかると判断されれば補助表示はつかないのか。
【回答】JIS は図記号単体を定めているが、わかりづらいと判断された場合は使用者側が自由に文字をつけてよい。基本的には施設管理者の判断に委ねることになる。JIS は任意なので使い方は自由だが、そのままの図柄で使用されることが多い。

【意見】図記号の数を増やして女性専用と男女共用を区別する考え方もあれば、数を減らして補助表示するという解決方法もある。

【意見】男性の育児する権利についても考えると②も必要と考える。男性も入室可ということも設定しておく必要性はあると思う。男性専用というピクトは必要ない。女性専用という図記号だけがあれば問題ないという意見には賛同しかねる。

結論：意見交換の結果、下記のとおり資料３に記載の事務局案が承認された。
・授乳室図記号の検討目的、現状の課題

⇒JIS 図記号の定義には、女性用の「個室/共用スペース」の有無、男性も入れる「個室/共用スペース」の有無を明確に示すことが重要。

・鍵について

⇒鍵の有無については、JIS 図記号の定義に含めないこととする。

・個室か、共用スペースか

⇒個室、共用スペースを問わない JIS 図記号を検討する。

・表示場所

⇒図記号の表示場所を含めて、授乳室に必要な設備、授乳室の具体的な仕様などについては、国交省ガイドライン「高齢者、障害者等の円滑な移動等配慮した建築設計標準」に記載されており、JIS 図記号の定義には含めないこととする。施設管理者が国交省ガイドラインと整合性を取りながら定めるものと考える。

■議題６：表示事項と定義案の説明

資料４について事務局より説明を行った上で、①②のデザイン案について意見交換を行った。

【意見】①で女性が抱っこしているので、②も①と統一して女性が抱っこしているほうが良いのではないか。理解度試験を行うと、①は授乳室で②はファミリールームという結果になるのでは。

【意見】①は授乳しているようで②は抱っこに見えることからも図材が異なっている。

【意見】①はもう少し女性ということを強調しても良いのではないか。スカートをはっきりと表現する。②は男女両方が抱っこしていても良いのでは。

【意見】②はファミリールームに見えてしまう。トイレのように、波線を引いておけばファミリールームという認識にはならないのでは。

【意見】今回はゾーニングの問題なので、ファミリールームという認識でも良いのでは。「授乳室」としてしまうから難しいのでは。

【意見】ベビーケアルームと授乳室の区別が曖昧になっているのが現状である。ベビーケアルームはすでに図記号があるので、やはり授乳するスペースがあるということを示す図記号が必要である。

【意見】女性が抱っこしていて、男性が横に立っている図材が良いのでは。男女両方が抱っこしているとファミリールームと勘違いされてしまい、授乳して良いものなのかがわかりにくい。

資料２

【意見】複数のデザイン案で理解度テストを実施するということも検討してはどうか。

【意見】デザイン案をひとつずつ自由記述と８ミリ視認性試験するとなると、②はファミリールームという結果がでてしまいそうな気がする。

【意見】男女両方が抱っこしていて間に線を入れるという方法もあるのではないか。

【意見】男女どちらも入室可能という意味で中性的な人の図材の図記号を作って、女性専用という図記号があれば良いのでは。

【意見】男性用トイレにおむつ替えスペースがある場合にも活用できる図記号にするとなると、男性が抱っこしている図材が付随していれば活用できるのではないか。

【意見】試験を行う際には、ひとつのデザインごとに試験を行うのか、並べて表示した状態で試験することも考えるのか。今後の使い方についてルールは明確にしたほうが良い。
【意見】図記号の使い方はある程度決めていれば安心して使える。ヘルプマークのように使い方を参考に明示することも可能である。

【意見】乳幼児優先席図記号と被ってしまう可能性があるので気を付けたほうがよい。

【意見】トイレに表示するパターンはないと考えている。（公財）エコモ・モビリティ財団でおむつ交換台の図記号も検討されているので、その図記号がトイレには表示されると考えている。

【意見】授乳室と書いただけで女性用とわかるよう図材を変えたい。男女共用は、女性専用の図材にプラスして男性を加える形だと図記号のデザイン原則に沿うと考えられる。

【意見】女性の図材としては①と②統一したらよいのでは。図記号としてシンプルさを考えると①の図材に男性が加わるほうが良い。

【意見】シングルファザーのことも考慮し、男性だけの図記号を作ってはどうか。女性専用と男性専用を併記すれば共用と判断できるのでは。

【意見】男性専用授乳室と解釈されてしまう可能性があるので、男性だけの図記号を作ることは避けたほうが良い。

資料２

【意見】①②があれば男性が入れるということはわかるのではないか。②がファミリールームに見えるのであれば、図材を修正すればよい。

【意見】実際の場所（授乳室）に表示されるのでファミリールームとはとられないのでは。すべての問題を解決する図記号をつくることは不可能。

【意見】②を８ミリにして視認性試験をクリアするのは少し難しいかもしれない。

結論：意見交換の結果、資料４に記載の表示事項及び定義（事務局案）が承認された。なお、詳細な図材デザインについては再検討する。

■議題７：今後のスケジュール
資料5をもとに事務局より今後のスケジュールを紹介した。
今後メールベースで検討を行い、必要に応じて分科会を開催することも検討する。

以上